

高次脳機能障害の 理解のために



このパンフレットは高次脳機能障害に対する理解と支援が充実することを目的に作成しました。

この障害は、外見上ではわかりにくく、本人も認識しにくいため周囲の理解を得るのが難しく、職場や学校へ戻ってから仕事や勉強がうまくいかないなど、ご本人やご家族の精神的な負担は大きいものになっています。高次脳機能障害をお待ちの方を理解し支えていくために高次脳機能障害を正しく理解していただくことを願っています。

三重県身体障害者総合福祉センター・監修

高次脳機能障害とは

交通事故や脳卒中によって脳に傷がついた場合、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの能力に障害が生じることがあります。生じた症状のことをまとめて「高次脳機能障害」といいます。



言語・思考・記憶・学習・注意などの機能が
うまく働かなくなり、症状として現れることも…

日常生活や社会生活に支障が生じる可能性がある

● 高次脳機能障害の診断基準 ●

I 主要症状等

1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。

II 検査所見

MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

III 除外項目

1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記主要症状（I-2）を欠く者は除外する。
2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。

IV 診断

1. I～IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。
2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後に行う。
3. 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

なお、診断基準のIとIIIを満たす一方で、IIの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。

（国立障害者リハビリテーションセンターホームページより引用）

主な原因

脳血管障害によるもの

脳出血、くも膜下出血
脳梗塞、もやもや病

事故などによるもの

交通事故や転落などによる脳挫傷、外傷性くも膜下出血、びまん性軸索損傷、硬膜下血腫、硬膜外血腫

その他の疾患によるもの

脳炎、脳症、低酸素脳症、脳腫瘍 など

高次脳機能障害の問題点

- 手足の障害等に比べ、外見ではわかりにくい場合があります。見えない障害による言動で、誤解を受けることが少なくありません。
- 自宅など理解のある環境では問題なく過ごせても、職場・学校・外出先などの社会的場面では、適応しにくいことがあります。
- 障害に対する認識がうまく出来ない方も多く、周囲の援助が必要だということの認識がうまくできません。
- 障害者総合支援法のもと、様々な障害福祉サービスが受けることができます。しかし、障害特性への適切な対応がどこでも受けられるという状況には至っていません。したがって、本人や家族には大きな負担や不安がかかっています。

現れる症状の種類や程度には個人差があり、多くの場合、複数の症状が同時にでています。症状によっては今までの生活を送ることの困難さを感じることもあるかもしれません。

周囲の理解と目標に合わせた支援、対処法の獲得、などで生活しやすくなります。本人や周りの方が気づき、理解をもって必要な支援が受けられることが大切です。



高次脳機能障害の主な症状とその対応

記憶障害

- 受傷ないし発症後の新しい情報やエピソードを覚えることができなくなる。(前向き健忘)
- 受傷ないし発症前の記憶喪失、特にエピソードや体験に関する記憶が強く障害される。(逆行性健忘)
- 実際にはないことが誤って追想される。その時の会話のなかで部分的に記憶が欠損しその当惑を埋めるような形で出現したり、外的な刺激によって過去の実際の記憶の断片を修飾したりする。(作話)

症状例

- 家事の途中でトイレに行くと、今まで何をしていたのか忘れてしまう。
- 忘れ物、落とし物、無くし物が多く、片づけた場所もわからないため自分では探しだすことができない。
- 実際にはない出来事を話す。

対応方法

- 覚えるためのアイテム(記憶の補助となる方法)を使う。
(例) (周囲の者は) メモに書いて渡す、カレンダーを使う。メモをとる、カレンダーに書き込む。携帯電話やスマートフォンの機能(SNS、カメラ、メモ、アラーム、アプリ等)を活用する。
- 日常生活で記憶を引き出す必要な道具やアイテムを利用する。
(例) 物の置き場所を決める。鍵入れ、リモコン入れなどを作る。棚やタンスにラベルを貼っておく。スマートフォンの機能(SNS、メモ、アラーム、アプリ等)を活用する。
- ノート、リスト、日記をつける。



注意障害

- 意識レベルの清明さが欠け、ボーッとしてしまう。(覚醒)
- 長時間注意を持続させることが困難になる。時間経過と共に集中力が低下する。(持続性)
- 身の回りのなかから必要なものを選び出すことができない。(選択性)
- 必要に応じて注意の対象を切り替えられない。(転換)
- 同時に複数のことに注意を向けられない。(同時処理)

症状例

- ボンヤリしていて何かをするとミスばかりする。
- 上着が汚れていても声掛けしないといつまでも同じ服を着ている。
- 外部の音が気になって仕事に集中できない。
- スーパーに買い物に行っても必要な商品を決められない。

対応方法

- 集中できる環境をつくる。
- 適度に休息を取る。
- 夜はしっかり睡眠をとる。
- ながら作業はしない。(例) パソコンを見ながら電話をするのはやめる。
- 作業ごとに時間帯をわける。(例) 9時から郵便整理、10時からコピーをとる。
- 人混みを避ける。
(例) 小さな店や、すいている店、品数の種類が少ない店で買い物をする。



遂行機能障害

- 目標を定めることができない。(目標設定)
- 目標を実現させるための段取りができない。(計画立案)
- 目標に向かって実際に行動を開始・継続することが苦手になる。(実行)
- 目標に近づくように実行状況に対して適切な調整を行えない。(行動修正)

症状例

- 時間の段取りがうまくできない。出かける時間に合わせて準備することができない。
- 物事の優先順位をつけることができない。
- いきあたりばったりの行動をする。

対応方法

- 時間に余裕を持った計画や行動をし、周囲も声掛けといった協力を行う。
- やるべきことリストを作成する。
- 具体的な指示やヒントを与えたり、どこまで出来ているのか確認をする。
- 作業や調理等に際してはマニュアルを作成する。



社会的行動障害

- 過剰に感情的な反応をしたり、攻撃的になったりと、自己の感情や行動をコントロールすることができない。(感情コントロールの低下)
- 無制限に食べたりお金を使ったりする。(欲求コントロールの低下)
- 相手の立場や気持ちを思いやれず、コミュニケーションが苦手になる。(対人技能拙劣)
- 一つのことや、一つのやり方にこだわって他のことができない。(固執性)
- 年齢よりも幼い態度を取る、すぐ人に頼る。(退行、依存)
- 自発的な行動が見られない。(意欲・発動性の低下)

症状例

- 興奮する、大声を出す、暴力をふるう。
- 欲しい物が我慢できずに買ってしまふ。好きなだけ食べてしまふ。
- 異性に親しげに話しかけたり触ったりし、注意を受けても改善しない。

対応方法

- イライラしたら深呼吸。
- 落ち着く環境を整える。
- 怒りにくい環境を作る。行動の振り返りと怒る原因を分析する。
- 最小限のお金しか持たない。毎日体重を量る。食べた物を記録する。
- 周囲は統一した対応をする。
- 精神科での治療や服薬を検討する。
- 時間を決めて行動をする。



福祉に関する制度

障害者手帳

障害の状態によって、「精神障害者保健福祉手帳」「身体障害者手帳」「療育手帳」の取得が可能です。どのようなサービスが利用できるかはお住まいの市町窓口にお問い合わせください。

精神障害者保健福祉手帳	脳損傷などの後遺症で日常生活や社会生活に制限が生じる場合は、脳器質性障害として精神障害者保健福祉手帳の申請ができます。
身体障害者手帳	手足の麻痺や音声・言語障害があり、厚生労働省で定めた身体障害者程度等級表の範囲の障害が認められた場合に申請ができます。
療育手帳	18歳未満で受傷（発症）し、知的障害と判定された場合は療育手帳の対象になります。

障害年金

20歳以上、65歳未満の方で障害が残った場合には障害年金を受給することができます。ただし、受給には以下の要件があります。詳しくは年金事務所や市町国民年金担当におたずねください。

- 診断を受けてから（原則としてその病気・ケガで初めて病院を受診した初診日から）1年半経過していること。
- 症状が一定の基準に該当すること。
- 一定期間、年金の保険料を支払っていること。ただし初診日までの3分の2以上の期間に保険料を納めており及び初診日の2日前までに1年間で滞納している期間がないこと（免除申請をしている場合は可）。

障害福祉サービス

高次脳機能障害の診断があれば障害者総合支援法によって障害福祉サービスの利用ができます。手続きなど、詳しくは市町障害福祉課におたずねください。

居宅介護



自立訓練
(機能訓練)



就労移行
支援



など

介護保険

脳血管疾患（特定疾病）を原因とする40歳以上65歳未満の高次脳機能障害の方は、介護保険制度の利用ができます。

詳しくは、市町介護保険担当におたずねください。

復職と就労について

身体の障害が少なく、見た目では高次脳機能障害とわからない方の場合、症状が理解してもらえず働きづらくなることがあります。本人の状態に合わせて業務内容や就労時間の調整をするなどどのような配慮や支援があればよいのか知ることが重要です。

■ 就労に関する相談機関

(2026.4 現在)

機 関 名	住 所	電 話 番 号
三重障害者職業センター	三重県津市島崎町 327-1	059-224-4726
障害者就業・生活支援センター そういん	三重県桑名市寿町3丁目11番地 太平洋ビル2階	0594-27-7188
四日市障害者就業・生活支援センター プラウ	三重県四日市市諏訪町2-2 四日市市総合会館2階	059-354-2550
鈴鹿亀山障害者就業・生活支援センター ハロ	三重県鈴鹿市神戸 1-19-25 北栄ビル204	059-373-6670
津地域障がい者就業・生活支援センター ふらっと	三重県津市大門7-15 津センターパレス3階	059-229-1380
障害者就業・生活支援センター みらーち	三重県松阪市京町508-1 101ビル4階	0598-20-8680
障がい者就業・生活支援センター いくる	三重県伊勢市曾祢 1-13-5	0596-65-7178
伊賀圏域障害者就業・生活支援センター ジョブサポートハオ	三重県名張市西原町 2625 地域生活支援センター ぱれっと内	0595-65-7710
障害者就業・生活支援センター 結	三重県尾鷲市栄町5-5	0597-37-4011
紀南地域小規模障がい者就業・生活支援センター Colors	三重県熊野市井戸町 615-13	0597-89-0010

自立訓練・就労移行支援の実施

高次脳機能障害の診断を受けた方を対象に、日常生活動作の向上を目的とした「医学的リハビリテーション」、社会生活力向上のための「社会リハビリテーション」、復職や新規就労を目的とした「職業リハビリテーション」を実施しています。

実施機関 <障害者支援施設>
三重県身体障害者総合福祉センター
 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2 TEL：059-231-0037 (施設直通)

家族会の案内

三重TBIネットワーク

定例会

・毎月第2木曜 13：00～15：30 四日市市なやプラザ（三重県四日市市蔵町4-17）

相談、問い合わせはこちら

〒512-0921 三重県四日市市尾平町 3772-6（古謝宅） TEL/FAX 059-332-7729

よりよい生活をおくってもらうために

ご家族の方へ

本人にとっては出来ていたことが急に出来なくなることは簡単に受け入れられるものではありません。落ち込みがちになったり、不安になったりすることがあります。そのとき、「焦らず、諦めずに、やれることはやりましょう」と励ましてくれる家族の存在は本人にとって心の支えになります。大切な家族や周囲の方が心身の健康を維持していくことも大切です。友人に話を聞いてもらったり、好きなことをしたり、相談機関を利用して一人で抱え込まないようにしてください。

支援者の方へ

突然事故や病気になり家族の負担が増えていることもあります。支援する立場として、家族の話を聞き、情報を伝え、家族の不安を減らしてあげてください。本人の元々のライフスタイルを尊重して支援することも考えてみてください。また、一つの機関だけで全ての支援を行うことは困難です。複数の機関が連携して、お互いの得意なところを活かしながら支援する仕組みづくりが大切です。

高次脳機能障害に関する相談は…

三重県では平成13年度より高次脳機能障害支援モデル事業を、平成18年度より支援普及事業を実施してきました。令和8年4月1日に「高次脳機能障害者支援法」が施行され、三重県身体障害者総合福祉センター内に「三重県高次脳機能障がい者支援センター」が設置されました。当支援センターでは、高次脳機能障害をお持ちの当事者やその家族、支援者、医療従事者等からの相談を受け付けています。また、三重県身体障害者総合福祉センター内の診療所にて、診察、評価、診断を行っています。加えて、居住地に合わせ下記の医療機関とも連携し高次脳機能障害の評価や診断に繋げる場合があります。まずは「三重県高次脳機能障がい者支援センター」へお問い合わせください。

藤田医科大学七栗記念病院	〒514-1295	三重県津市大鳥町424-1	059-252-1555
JA 三重厚生連松阪中央総合病院	〒515-8566	三重県松阪市川井町小望102	0598-21-5252
社会福祉法人 恩賜財団済生会明和病院	〒515-0312	三重県多気郡明和町上野435	0596-52-0131
三重北医療センター 菰野厚生病院	〒510-1234	三重県三重郡菰野町福村75	059-393-1212

相談先

三重県高次脳機能障がい者支援センター (三重県身体障害者総合福祉センター内)

相談受付時間 8:30 ~ 17:00 (祝日及び年末年始を除く)

〒514-0113 三重県津市一身田大古曽670番地2

TEL: 059-231-0037

FAX: 059-231-0589

(このパンフレットは、日本損害保険協会助成金により作成しました)
三重県高次脳機能障害者(児)リハビリテーション講習会実行委員会・発行

